



感染者の動向

累計感染者数	27,893人
累計死亡者数	新規感染の傾向
907人	↘ (再度減少傾向)

※出所：豪州保険省



行動・活動制限

活動制限 **あり** ※再度緩和傾向

実施主体
オーストラリア連邦政府、各州政府
具体的制限
豪州では、海外からの訪問者の受け入れ再開に向けて、豪州に入国する際に新型コロナウイルスワクチンを未接種の場合は到着後 14 日間の隔離もしくはその場でのワクチン接種を義務付けることを検討していると報道されている。
日本人学校
5月21日から教室での授業を再開（シドニー）



空港再開／直行便

空港	運行中
日本との運航便	
・減便しながらも、直行便は継続。	



日本人に対する入国制限

日本人の入国 **禁止**

外務省渡航情報
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。
制限措置概要
・ 豪州国民、永住者、またその配偶者や子供以外は入国禁止。

※出所：外務省



経済活動再開の状況

経済活動制限

主要規制・制限

- ・ ビクトリア(VIC) 州では、11月22 日から飲食店では、屋内なら4 平方メートル当たり1 人の距離の維持で最大100 人、屋外なら2 平方メートル当たり1 人の距離で同200 人までの利用が可能になった。
- ・ ニューサウスウェールズ (NSW) は11月23日以降は、VIC 州からNSW州への入境者は、現在義務づけられている入州前の許可取得や入境後のホテルでの14日間の強制隔離が不要になった。NSW州は12月1日から、家庭での集まり、屋外イベントやレストランの人数制限を大幅に引き上げる。
- ・ 一方、西オーストラリア州はNSW州とVIC州への入境制限を維持しており、緩和には慎重な姿勢である。

再開基準

- ・ 経済再開に向けて、7月までに3段階で制限措置を緩和する計画。具体的な緩和内容や緩和時期は各州政府の判断による。

現地産業・企業の動き

ナショナル・オーストラリア銀行 (NAB) は11月10 日、オーストラリアの10 月の企業景況感指数が、前月から1ポイント上昇の1 だったと発表。2 月以降で初めてプラス圏に入った。企業信頼感指数は、9ポイント上昇の5。新型コロナウイルスの感染第2 波から脱しつつあるビクトリア州で大きく回復し、2019年半ば以来の高水準となった。

シドニー事務所長
高原 正樹

クリスマスを前に州境制限が大幅緩和

豪州では州境制限の緩和が課題となってきたが、感染沈静化を受け、11月23日からビクトリア (VIC) 州からニューサウスウェールズ (NSW) 州への隔離なしの入境が再開されたほか、クイーンズランド (QLD) 州も、12月1 日からシドニー都市圏およびVIC州からの隔離なし入境を、また南オーストラリア (SA) 州も同日からVIC州からの隔離なし入境を認めるとした。クリスマスを前に州境制限が大幅に緩和されつつある。



現地日系企業の活動状況

現地日系企業の抱える課題

操業状況

- ・ 厳しい行動制限措置により、日系小売店、レストラン等は営業停止を余儀なくされ、大きな打撃。レストランは顧客と顧客の間に「社会的距離」を置く必要があることから、制限が緩和されてもコロナ以前の営業状態には戻っていない。
- ・ サービス分野を中心に失業者や一時帰休者が急増し、消費マインドの低下から、自動車など日系販売会社に大きな影響が出ている。

サプライチェーン、物流への影響

- ・ 外国人の入国禁止措置を受けた国際航空便の運休、減便により、日本産農水産・食品の空路での輸送コストが高騰。日系輸入業者、レストラン業者に大きな打撃。

現在抱える課題、懸念

- ・ 外国人の入国禁止措置によるビジネス往来の停止。特に駐在員の交替や家族の呼び寄せが不可となり、日系企業にとって大きな悩み。外国人の自由な往来の再開には時間がかかる見込み。
- ・ 制限緩和で在宅勤務からオフィス勤務に戻ったとしても、公共交通機関やオフィス内での「社会的距離」が求められる見込み。制限緩和が進む中で、いかに被雇用者をオフィス勤務に戻していくかが、次なる課題となっている。



現地政府の企業支援策

経済支援策

支援概要

経済刺激策第1弾

- ・ 事業投資支援（資産の即時原価償却基準額の引き上げ、減価償却控除の加速）
- ・ 中小事業者へのキャッシュフロー支援（年間売上高5,000万豪ドル未満の企業に対して最大2万5,000豪ドルの資金提供、研修生の賃金50%補助）

経済刺激策第2弾

- ・ 年間売上高5,000万豪ドル未満かつ従業員を雇用している中小企業に対して2万～10万豪ドルを給付。
- ・ 中小企業の新規借り入れへの50%の政府保証（400億豪ドルの融資を支援）。

出所：豪州財務省



ジェットロからのお知らせ

開催日

セミナー・イベント名

12月3日

ウェビナー「Introduction to the Circular Economy in Australia」

12月22日

ウェビナー「豪州のイノベーション・スタートアップについて知る # 1」

ジェットロメンバーズ

ジェットロメンバーズの方に向けて、毎日、コロナ関連動向を含む海外の政治・経済の速報記事を配信中。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ

新型コロナ関連のお問い合わせ

日本国内の企業の皆様のお問い合わせ
東京 03-3582-5651
平日9時～12時/13時～17時

在オーストラリア日系企業からの相談窓口
ジェットロ・シドニー事務所
ご相談・お問い合わせ
E-mail : SYD@jetro.go.jp